

午前10時00分 開会

議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

6番（乙咩千代子君） 朝から暑い暑いという毎日が続いていたのですけれども、きょうは少し風があり、さわやかな一日になるのかなと思ったりもしております。

今回は、自民党議員団の代表ではありませんが、個人的に……（「代表でいいぞ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。実は議案質疑を初めてさせていただきます。担当課の皆さん、よろしく願いをいたします。

まず22ページ、0437観光客誘致・受入に要する経費の追加額についてお尋ねをいたします。

まず、「おおいたツーリズムサミットIN別府」実行委員会負担金について、その概要及び目的についてお伺いいたします。

観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

今年度末に予定されております九州新幹線の全線開通、それから観光客誘致の都市間競争に対抗するというような目的のため、そういうことを前提にいたしまして、日本一の温泉天国、また日本屈指のグルメ王国としての別府市を中心といたします大分県全体の魅力、あるいは底力をアピールすることとともに、おおいたツーリズムの飛躍と発展を図ることを目的といたしまして、平成22年10月22日に別府市において開催する予定にしております。

概要についてでございますが、シンポジウムの開催や大分県の御当地グルメの人気投票によります「グルメグランプリ」、県内6地域の映像と音響を駆使いたしましたバーチャル演出による観光スポットの紹介、別府温泉を筆頭にいたしました県内温泉地のパネル展示等による大分温泉博物館、エージェント、メディア向けモニターツアーの開催等、そのほか多くのイベントを開催する予定にしております。

6番（乙咩千代子君） 目的、概要は、今お聞きいたしましたので、わかりました。

それでは、開催による成果をどうお考えでしょうか。お聞かせください。

観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

先ほどもお話をさせていただきましたが、観光客誘致におきます都市間競争は、ますます激しくなっております。広域観光によります観光客誘致の重要性が高まっている中、大分県並びに別府市を全国に向けて情報発信並びに大きくPRを行う本事業の開催につきましては、非常に意義深いものだというふうに認識しております。さらに今後の別府市の観光客誘致への取り組みにおきまして、新たな広域観光の魅力の発掘と連携、協力を構築できる絶好の機会でございます。さらなる飛躍が期待できるものというふうに考えております。

6番（乙咩千代子君） 日本一の温泉王国、また日本屈指のグルメ王国の魅力の発信となりますと、別府にとりましては非常によいPRの機会だととらえられると思います。

私は常々思っているのですが、別府にはおいしいものがたくさんありますが、PRの仕方が余り上手ではないのかなと思ったりすることもございます。今、別府市が力を入れて売り出しているとり天、冷麺はどちらもおいしく、また歴史も古いものです。せっかくの別府開催で食を生かした観光推進に取り組む別府市です。ここは「さくっと十四郎君」、「麵田チュルみさん」に大いに期待をしたいと思っております。宣伝の方をよろしく願いいたします。

次に、フットボールカンファレンス実行委員会負担金についてお尋ねをいたします。

まず、その概要及び目的についてお聞かせください。

観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

今回で7回目を迎える本事業は、サッカーの指導者の研修と日本サッカー協会のビジョンを多くの参加者に伝えるとともに、海外ゲストやアジアの指導者を招きまして、海外指導者との交流を行うことを目的として開催するものでございます。

概要といたしましては、平成23年1月8日から10日の3日間の開催となっております。世界各国で代表監督を歴任した皆様方によりますディスカッションや審判、トレーニングコーチ育成などの各種別ごとの講義並びに実技指導などの内容となっております。

6番（乙咩千代子君） それでは、開催による成果を教えてください。

観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

本カンファレンスを開催することによりまして、参加者並びに国内外のメディアを通じまして、別府市の魅力を幅広く世界に向けてPRすることができます。また、大会の成功は、別府市の持つポテンシャルの高さを印象づけることにもつながり、ひいては今後のスポーツ観光並びにコンベンション誘致の推進、観光客誘致を図る上で絶好の機会であると期待されます。成功に向けまして、全力で取り組んでいきたいと考えております。

6番（乙咩千代子君） ありがとうございます。世界各国で代表監督を歴任した方、これはすごい方がいらっしゃるのではないかと期待もさせていただいたわけですが、資料を前もっていただきました。

その中に開催の効果として、地元地域への波及効果なども記されておりました。スポーツ観光を掲げる別府市にとって大きな期待が持てるわけで、その成果を楽しみにしております。

では、次に移ります。今回、ことしの1月13日に発生しました大規模火災により焼失した光町の此花温泉と光町1区町内公民館の再建に伴う補助金と貸付金が計上されています。個別の予算説明を求める前に、これまでの経緯について総括的にお尋ねをしたいと思います。

私の記憶では、たしか3月末に県の建設業協会別府支部様ほかの方々の御協力により、火災跡地の瓦れき撤去が終了したと報道され、此花温泉の再建が早い時期に始まるものと思っておりました。ところが、今回の9月市議会定例会でようやく復興の補正予算として此花温泉、町内公民館の貸付金・補助金が計上されております。ここまでおくれた事情について、お尋ねを申し上げます。

企画部長（梅木 武君） 地元と総合連絡窓口を担当しています、私の方から答弁させていただきます。

なぜおくれたのかということですが、一番大きな理由は、土地の取得が難航したということにあります。現在の建築基準法では、4メートル以上の市道に建物敷地が2メートル以上接していなければ建築許可がありません。焼失した此花温泉は、市道から奥まった場所にあり、市道への敷地通路といいますが、この幅が建築基準法の基準を満たしていないため、この基準をクリアするためには新たな土地の取得が必要となり、自治会が複数の地権者と交渉に当たりましたが、難航しまして、6月下旬にやっと土地の手続きが完了したということで今回のこの時期になったということでございます。

6番（乙咩千代子君） 昔からの土地密集地であるがために、なかなか決まらなかったということのようですが、それでは、此花温泉と町内公民館の復興計画の現在の進捗状況について伺いをいたします。

企画部長（梅木 武君） 復興の現況はということですが、8月下旬に建築確認申請が提出されておまして、現在、建築確認審査が行われており、9月中旬までには建築許可がおりるものと考えております。この後、自治会では最終的に資金手当の最終確認をした後、工事請負契約を結び、議会の議決後、市へ貸し付け補助申請が行われるものと考えております。

6番（乙咩千代子君） ありがとうございます。現在までの状況については理解をさせてい

ただきましたが、温泉と公民館再建の着工時期や完成時期についての見通しをお聞かせください。

企画部長（梅木 武君） お答えいたします。

自治会の話によりますと、確認申請がおりて、その後契約した後、工事着工は早ければ9月の下旬、遅くとも10月の初めに行いたいということでございます。そして自治会の話によれば、建設会社からお話のあっている工期については、4カ月半から5カ月程度になるのではないかというお話みたいです。したがって、単純計算しますと、完成時期は非常に早ければ1月の下旬、通常であれば2月中になるのではないかと推測しております。

6番（乙咩千代子君） ありがとうございます。これまでの経過については、わかりました。今回の補正予算の詳細について、温泉課と生涯学習課にお尋ねをいたします。

最初に温泉課部分。一般会計補正予算の23ページ、1015共同温泉に要する経費の追加額についてです。此花温泉建設に当たり貸付金や補助金の内容をお聞かせください。

温泉課長（屋田禎弘君） 今回の此花温泉の建設に伴う貸付金及び補助金につきましては、温泉建設に対する貸付金取扱要綱の規定により、貸し付け金額は市有区営温泉につきましては、工事に要した費用の50%以内とし、限度額が600万円となっております。また、温泉建設等補助金交付要綱の規定により、補助金額は、貸付額が100万円以下の場合はその額とし、100万円以上の場合には上限が100万円となっているため、貸付金・補助金合計700万円を計上しております。

執行に当たりましては、自治会よりの最終的な貸付金金額に応じて予算の範囲内で貸付額、補助額を決定したいと考えております。

6番（乙咩千代子君） ありがとうございます。

次に、生涯学習課部分。一般会計補正予算の27ページ、0601町内公民館活動に要する経費の追加額についてお聞きいたします。光町1区公民館建設に当たり、貸付金・補助金の内容をお聞かせください。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

今回の光町1区町内公民館の建設に伴う貸付金及び補助金につきましては、町内公民館建設等に係る貸付金・補助金に関する要綱の規定により行おうとするものでございます。内訳としましては、公民館新築に係る部分と公民館新設用地に係る部分がございます。

最初に、貸付金について説明させていただきます。公民館新築に係る部分としましては、建築費の3分の1以内の限度額の700万円、また公民館新設用地に係る部分につきましては、建設のための接道確保等用地取得概算費用額の3分の1の額に相当する260万円をお願いしております。合計で貸付金は960万円を計上させていただいております。

次に補助金につきましては、公民館新築に係る部分として、貸付額に応じた上限額150万円を、また公民館新設用地取得に係る部分につきましては、貸付額の20%に相当する額の52万円、合計で202万円の補助金を計上しております。貸付金、補助金の合計額としましては、1,162万円となっております。

また、実際の執行に当たりましては、温泉課と同様、自治会からの最終的な貸し付け希望額に応じ予算の範囲内で貸付金・補助金を決定したいと考えております。

6番（乙咩千代子君） ありがとうございます。企画部長の総括的な説明と、予算計上した温泉課、生涯学習課の説明で理解をさせていただきました。

今回の大規模火災では、浜田市長を中心に職員が一丸となり被害者支援と復旧作業に取り組まれ、県知事、浜田市長、市議会の全面的な支援表明、多くの市民・県民の温かい支援が、復興のための大きな力となったものと思われまます。

また、先日は、当然不可能とあきらめていた町内の盆踊りが実施をされ、市長さんも御参加をされたようですが、公民館に保管していた太鼓、ちょうちん、音響機器等も焼失してし

まった中、道具を貸してくれたのも、やろうと励ましてくれたのも、汗を流し酒を酌み交わした仲間であったとあり、まさに地域の底力だと思いました。早く温泉と公民館を建設し、住民のきずなと活気のある光町を取り戻したい、真の笑顔を取り戻したいと皆さんが望んでおられます。

市にお願いしたいことは、今後とも地元自治会を初めとする地域住民の負担が大きくならないよう強く願っております。

また、風水害、地震等の大規模災害は、だれもが発生してほしくないところではございますが、市民の安全対策として防災等の備えつけについては十分な対策が講じられることを念じております。

最後になりましたけれども、消防の皆さんも非番の方が出られましたけれども、最大限の力を出され活動されましたことに、御慰労と敬意をあらわさせていただき、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

19番（堀本博行君） それでは、若干気になる点を質問させていただきたいと思います。

保健医療課と、それから政策推進課、それから先ほどありました温泉関係、この三つの質疑をさせていただきたいと思います。

初めに、保健センター管理に要する経費が計上されておりますが、この予算について簡単にまず御説明ください。

次長兼保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

保健センターは、ことし12月にオープンをしますが、施設の管理費の関係4カ月分の予算と、落成式、それにオープン記念行事を予定しておりますので、それらの関係経費を計上させていただいております。

施設の管理費関係につきましては、清掃、警備、それからごみ処理等の委託料、また電気、ガス、水道の光熱水費などが主な予算となっております。

なお、この管理費のうち医師会、それから歯科医師会部分の光熱水費等については、実費負担をしていただくというふうになっております。

落成式につきましては、11月25日木曜日に計画をしておりますが、この際の会場設営の委託料等の関係経費を計上させていただいております。

オープン記念行事は12月5日、12月に入りまして最初の日曜日ですが、この日を計画しております、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力をいただいて講演会や各種健康チェック等を実施したいと考えております。

19番（堀本博行君） 私の地元は今、建設のつち音が響いておるわけでありましてけれども、ひとつこういうパンフレットもいただいておりますが、特にうちの高齢者の方々と先般も、盆踊りの話が出ましたけれども、今も出ましたけれども、打ち上げのときにいつも集まってくる高齢者の方々が、「あそこにできておるな。どういふことができるのか」というふうな話をよくされます。そういった意味で、今ひとつこの体制というものが見えてこないという部分もあるのですが、現在のセンター内の体制それから管理、これはどのようになるのでしょうか。

次長兼保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

保健センター内の体制ですが、現在、保健医療課内に二つの係があります。そのうちの保健師を中心とした保健指導係22名が保健センターに全員異動するという形で対応させていただくようになっております。体制としましては、以上であります。（「管理は」と呼ぶ者あり）

失礼しました。建物全体の管理につきましては別府市が行いますが、診療所指定を受けている医師会及び歯科医師会部分につきましては、行政財産の使用許可ということで、個々で管理をしていただくようになっております。光熱水費、先ほど申しましたが、光熱水費や電

話料等についての実費については、それぞれからいただくという形をとらせていただきたいと思います。

19番(堀本博行君) この保健センター、体制としては保健師の皆さん方が大幅に異動するというふうなことでありますけれども、現実的に地域の……、いわゆる保健センターそのものは、それこそ市長の念願かなって建設をされたわけでありまして、現実的に地域密着というのが原点であろうと思います。そういった意味でも体制が市役所から向こうに移っただけというふうな、そういったものだけではなくて、現実的に市民にどういうふうな具体的に還元ができるのかということが一番のポイントであろうと思いますが、その点はいかがですか。

次長兼保健医療課長(伊藤慶典君) この保健センターにつきましては、御存じのとおりずっと40年来建設が熱望されてきた状況で、多くの市民の方からも要望をいただいていた状況があります。中身につきましては、通常の保健センターの業務に加えまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力をいただいて診療所機能を設けるということで、通常の保健センタープラスそれらの診療にも役立つ施設ということで考えております。

たくさんの市民の方においでいただくために、これまで他の会場におきまして実施してありました乳幼児の健診であるとか料理の教室であるとか、こういうものに加えまして、新たな事業として、きめ細かな健康相談会等もこの保健センターにおきまして実施していきたいというふうな考えておりますので、たくさんの方においでいただきたいというふうな思っております。

19番(堀本博行君) たくさんの方がおいでになるように努力をしていただきたいと思いますし、市民の皆さん方が健康づくりという場で「よくなったな」と言えるような、そういった体制で臨んでいただきたいことをお願いして、次に移りたいと思います。

政策推進課関係の緊急雇用創出に要する経費、これについて簡単に説明してください。

政策推進課長(大野光章君) 政策推進課関係の公会計の財務処理整備支援事業委託料、これについて説明をさせていただきます。

これについては、先般に総務省より通知をいただいて、各自治体、公会計の帳票について整備を漸次行っているところであります。9割近くの自治体が着手しておりますが、実際作成済みの団体については、まだ4割に満たない状況であります。これについては、決算の関係の帳票を含め財産管理、こういった部分の整理がなかなか進行しないことに伴うものであります。

今回、予算計上しておりますのは、決算数値ですね、こちらの方で19会計ほど第三セクターとか特別会計、そういうのを含めるとありますが、そちらの書類、これについて整備をしよう。次年度以降システム化に向けての事前整備であります。さらに、その分析等もお願いするような形で考えております。

なお、この委託事業に当たりましては、新規の雇用7人、これを予定しております。通算で言いますと、延べ756人・日になるのではないかと試算しております。

19番(堀本博行君) この緊急雇用創出の予算というのは、さまざまな分野からいろんな形で国の主導で上がってくるわけでありまして、先ほど課長がおっしゃった7名というふうなことについても、行政関係、役所関係の緊急雇用に対する予算というのは、さまざまな形で上がってきます。これもいわゆるハローワークを通じてとか、そういうふうな形になるのかと思いますけれども、現実的に別府市民の方々が、果たしてどの程度雇用されているのかということをいつもこの予算、こういう形の予算が上がってきたときにそういうふう感じております。

今、課長が委託というふうな形でおっしゃいましたが、この委託先はどちらになりますか。

政策推進課長（大野光章君） 契約等はこの先行いますが、今のところ、大分県下各団体が利用しております業者、こちらの方に選定することになるかと思えます。

19番（堀本博行君） そうなると、その委託先が雇用、いわゆる求人をするわけですが、そういったところで現実的にあくまでも別府市民が、それは課長のところに限らず、こういったふうなものについては、いわゆる役所関係の求人というのはすごく評判がいいといえますか、応募が多いですからね、そういう意味では、ぜひそういうふうなこともしっかり知恵を出していただいて、特に雇用については、今、民主党の代表選挙が行われていますけれども、菅総理御自身が、「1に雇用、2に雇用、3にも雇用」という、雇用というものが本当に経済を押し上げるという、そういうふうなことで言っているのでありましようけれども、ぜひ別府市民の雇用というものを最優先に考えていただいて進めていただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、先ほど6番議員が、「別府市の蓮舫さん」が鋭い質疑をしておりましたけれども、此花温泉の予算について、先ほど予算関係のお話の詳細はお聞きしましたけれども、現実的にその金額を見て、私も大変大きな金額にちょっと驚いておりますというか、驚嘆しております。これは予算で現実的にはどれぐらいの金額でおさまるのかどうかということとはわかりませんが、現実的に温泉関係で600万計上、それから公民館関係で960万ですか、大きい予算が計上されておりますが、これは満額にすれば1,560万ですよ。1,560万のお金を丸々お借りすれば、貸付金をすれば1,560万という金額になるわけでありまうけれども、この金額を見て、一つはリニューアルされて、リニューアルというか、また新しく建って新装になるわけでありまうけれども、いわゆる町内温泉というのは、リニューアルしたからといって人がたくさん来るとか売上げが多く上がるとかいうふうなことはないわけですね、現実的に。そうなると運営面でも非常に大変になるだろうというふうに推察をされるわけでありまうけれども、当時の新聞記事をインターネットなんかで盛んに見ますと、冒頭書いているのが「市が所有する此花温泉」、こう書いておるのです。現実的には市有区営温泉ですから、市が所有する、また区が運営する、市有区営、こういうふうな表現でいつも新聞記事に出ていたのですけれども、市が所有するものに対して行政が貸し付けるという、このいわゆる方式というのに対する若干の違和感があったものですから、ちょっと質疑をさせてもらっているのですが、市有区営というのであれば、これは市が負担をして温泉部分、公民館部分は別としても温泉部分というのはもうちょっとやり方があるのではないかというふうに、このように思うのですが、この辺はいかがですか。

温泉課長（屋田禎弘君） お答えいたします。

現在、温泉課が所管しております温泉は、市営温泉、市有賃貸温泉、市有区営温泉、区有区営温泉の四つに分類されます。この中で今回御審議いただいております光町の此花温泉は市有区営に該当いたしますが、これは自治区から寄附を受けて市有財産となった施設を自治区に無償貸与し、自治区が自主的に管理運営を行っている温泉であります。従来、町内の温泉といえますと、住民が共同利用の目的で建設し、自治区がみずから管理運営を行っている区有区営温泉と考えますが、市有区営温泉にいたしますと、税制面や別府市からの貸付金、補助金の面で有利であるなどのメリットがあります。また、市有区営温泉の貸し付けに当たり市有温泉施設等使用貸借契約を交わしておりますが、その中で貸し付け物件の維持補修及び保存、利用、改良などの行為をするために支出する経費は、すべて借り主が負担するという契約を結んでおります。

また、市有区営温泉の火災保険につきましては、市有物件でありますので市長名で契約を結んでおりますが、その掛け金につきましては、各自治会等に御負担をお願いしておりますので、保険金につきましては、温泉を再構築するという条件ですべて自治会にお支払いをさせていただきます。

また、この温泉の再建に当たり新しい温泉の建設費が、この保険金を超える見込みであるということでございますので、貸付金・補助金の上限額を今回補正予算で計上させていただいております。

19番（堀本博行君） ありがとうございます。今回の光町の大火災のときも全国に報道されましたし、私も個人的に県外の友達から、「堀本ちゃん、大丈夫か」というぐらいに激励のお電話もいただきました。この議場における皆さん方もそうだろうと思います。そういった中で今回再建をするという、非常に喜ばしいことでありますけれども、先ほど説明がございましたけれども、市有区営という、市有という、こういったいわゆる解釈の仕方だろうと思いますし、何十年に、100年に1回あるかないかの温泉が火災の被害に遭ったという、こういうふうなことであろうと思います。ぜひそういう拡大解釈もできるのではないかと、うふうな思いがありましたので、問題提起というふうな思いで質問をさせていただきました。

14番（平野文活君） 私は、21年度の水道決算について質問をさせていただきます。

今度の決算でまず目を引くのは、当期の純利益が昨年に比べて大幅に落ち込んだということであります。昨年度は、県下最高の5億2,345万円でありましたが、21年度の純利益は幾らでしょうか。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成21年度の純利益につきましては、2億9,241万847円となっております。

14番（平野文活君） これだけ落ち込んだ理由を、簡単に説明してください。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

純利益につきましては、前年度と比較いたしまして2億3,103万6,722円減となっておりますが、この減となりました主な理由といたしまして、収入面では、水道料金の収入が、消費税抜きで5,779万6,330円減となっております。また支出の面では、人件費、動力費、工事請負費、支払い利息など減となっておりますが、一方で固定資産除却費が増となっております。この増となった固定資産の除却費の金額は、対前年度比較で1億4,611万3,917円となっております。その結果、収入と支出を加えて前年度比較で2億3,103万6,722円減ということになっております。

14番（平野文活君） その固定資産何とかというのが特別にふえた、その原因をちょっと説明してください。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

その固定資産除却費が1億4,000万程度ふえた理由につきましては、投資的経費であります資本的支出の中で前年度からの予算繰り越しの事業費として9億9,260万700円を繰り越しております。その繰り越し事業が平成21年度に完成したことから、繰り越し事業に係る固定資産の除却費が、平成21年度の決算に算入されたことにより固定資産除却費が増となった結果となります。

14番（平野文活君） ということは、いわゆる会計処理、多額の事業費が繰り越しされたということに関連しての会計処理で、こういう特別な純利益の大幅減となった。これは、したがって何といいますか、21年度決算に限っての特殊な事例だというふうに理解していいですかね。経営状態は、そうそう大幅に落ち込んでいるというわけではないというふうに理解していいですか。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

そのとおりでございます。ちなみに、平成22年度の固定資産除却費につきましては、一応5,000万程度の予算を見込んでおります。

14番（平野文活君） そうすると、当初、要するに利益が半分になったのですから、今年度以降の建設改良事業費や何かの財源に支障が出るのではないかと、この心配をちょっとしたのですが、この財源は、今年度の決算では総額どれくらいになるという、今年度以降の事業

費に繰り越せる財源はどれくらいになるか説明してください。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成21年度に発生いたしました財源につきましては、合計で10億6,602万1,494円となっております。

14番（平野文活君） そうすると、これまでも純利益それから減価償却、資産減耗費、こうした次年度以降の財源となる合計が約10億。昨年度の決算では11億を超えましたけれども、そういうことでずっと推移してきました。今年度の決算でも、今お答えがあったように10億を超えている。財源、いわゆる事業費の財源確保という点では心配ないというふうに理解していいでしょうかね。

水道局管理課長（三枝清秀君） 平成22年度以降の財源につきましては、当年度発生した10億6,600万程度と、前年度からの留保資金として3億5,683万5,396円、そして建設改良積立金として5億2,414万4,802円、そして当年度の純利益から建設改良積立金に積み立てる額を2,671万2,186円予定いたしておりますので、総額として16億8,130万3,031円となっておりますことから、財源的には前年度と、21年度純利益が減となりましたが、財源的には問題ないと考えております。

14番（平野文活君） ちょっと今の答弁は先走り過ぎて……。 （笑声） 来年度に繰り越すのが10億を超えた財源ができた。それを含めて21年度末の内部留保金はどれくらいかということをお尋ねする予定でしたが、今御答弁をいただきましたので、先に進めたいと思います。

要するに、21年度の決算で10億以上の財源が生まれた。今後の事業費に使える内部留保金は16億を超えているということで、財源的にはきちんと確保できているという答弁がありました。

今回のこの決算に対する監査委員会の意見書などを読ませていただきました。短期の支払い能力あるいは長期の経営の安定性、こういったいろんな角度から見ても、非常に経営の安定性というのは確保されているということの評価されております。最後に詳細ないろんな表が、各類似団体など比べての経営財務分析表というのが出ておりますが、どの指標を見ても類似団体に比べてはるかに健全な経営というか、私なりの言葉で言うと裕福な経営をされているというふうに思いますが、そういう認識でよいでしょうか。

水道局管理課長（三枝清秀君） 財政面、安全面については、良好というふうに認識いたしております。

14番（平野文活君） 全国的な平均あるいは類似団体と比べて、なぜこれだけ安定した財務内容になっているかということですが、その別府市の水道事業がこれだけの利益を生み出す源泉はどこにあるのかということですが、これまでも繰り返し指摘をさせていただきました。1トンの水をつくる原価が、今回の決算では146円79銭。市民に売るときの単価が160円86銭ということで、トン当たり14円07銭の利益というふうになっております。類似団体では、トン当たり1円30銭の利益にとどまっている。この差が非常に大きいわけでありまして。私なりの言い方にすると、もうけ過ぎだということを経営者から指摘をいただいたのですけれどもね。

昨年9月議会でも、その前に委員会で視察をした日立市の決算内容と比較をさせていただきました。もう一度紹介しますと、日立市では原価167円、単価147円。つまり市民に対しては1トン当たり20円の出血サービスをしているという内容でございました。そうすると経営的に非常に厳しいわけでありまして、市民に対しては優しい行政ということになるかと思っております。ここら辺、別府市はもう少し考えたらどうかということを経営者から繰り返し指摘をさせていただいてきましたが、御答弁はもう結構です、前回いただきましたから。

次に、今回の決算でもう一つ目を引くのは、建設改良事業費が大幅に膨張した、ふえたということであります。20年度の決算では9億4,000万円でありました。ところが今回は、21年度決算では約19億というふうに伸びております。これについての理由を、説明していただきたいと思っております。

水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

資本的支出での建設改良費につきましては、前年度と比較いたしますと、9億6,716万1,744円の増となっておりますが、これは前年度の平成20年度からの繰り越し事業といたしまして9億9,260万700円を繰り越したことにより、その繰り越し相当分が前年度と比較いたしまして増となったものでございます。繰り越した主な事業といたしまして、昭和50年代に施工した朝見浄水場中央監視設備及び遠方監視制御装置の更新及び改良工事でございます。通常当該施設の耐用年数は20年とされておりますが、完成して30年経過しており、老朽化に加え部品の調達など保守管理が困難となったために工事を行ったもので、事業費は8億726万8,350円となっております。また、この関連工事といたしまして、繰り越し事業として朝見浄水場管理棟耐震補強及び改修工事を実施いたしました。その事業費は、9,353万6,100円となっております。その結果、21年度決算では前年度の予算繰り越し分9億9,260万700円を含めまして、19億832万3,298円となった次第でございます。

14番（平野文活君） 簡単に言うと、先ほど課長からも説明のあった事業費の繰り越しという、そういう会計処理による増という面が一つあるのと、あわせて浄水場とかいう、そういういわば水道事業の心臓部分に当たるような施設が老朽化し、これを更新するということになるとかなり多額の資金が必要となる。こういう両方の側面を今説明をされたのではないかというふうに思いますが、別府市はもう御承知のようにいろんなもの、施設が老朽化しております。したがって、ますますその更新のためには多額の資金が必要になる、こういう問題を抱えているわけではありますが、したがって問題は、その財源をどう確保するかということになりますね。

その財源という面で、もう一つ今回の決算で、これは初めて見たなというふうなのがありました。老朽管などの更新事業について国庫補助がついたということが出ておりましたが、これについてちょっと内容を説明してください。

水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

国庫補助金といたしまして、老朽管更新事業に1,054万5,000円、ライフライン機能強化事業に310万円、合計1,364万5,000円となっております。この国庫補助事業につきましては、平成21年1月に景気対策の一環として国庫補助事業の交付要綱が一部改正され、補助採択基準が緩和されたことにより補助金の交付を受けたものでございますが、内容といたしましては、水道構築物につきまして、重要な基幹施設の耐震化につきましては補助率3分の1、老朽管更新事業につきましては補助率4分の1で、平成21年度に限って実施されたものでございます。

14番（平野文活君） いわゆる大規模地震があったとか、そういう点でライフラインの耐震性など、余り老朽化したような施設がそのまま放置されていたのでは、そういう際に大きな問題が起こる。あるいは、今説明があったように景気対策という側面などでありますが、この国庫補助事業というのは1年限りだというふうに理解をしているのですが、本来なら、そもそも水道事業というのは独立採算ということが建前で、国庫補助にしてもあるいは市の一般会計からの繰り入れにしても、非常に限定されたものになっていますよね。そういう中で今回、こういう1年限りとはいえ国庫補助がされたということは、私はいいいことだと思うのですけれども、今年度限りというようなことでもいいのだろうかというふうに思うわけですよ。先ほどの説明のあった浄水場とか、あるいはポンプ場とか、そういういわば心臓部に当

たような施設などは多額な費用がかかる。だから老朽管だとかライフラインだとかそういうことだけではなくて、そういう心臓部に当たるような施設についても国庫補助をやっぱり、いわゆる恒常的な制度として要望していくべきではないかな、こう思うのですが、水道局としてはどういうふうに対応されますか。

水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

国庫補助制度につきましては、補助率の上昇や布設後30年以上経過した重要な水道管としての基幹管路が対象となるなど緩和がありましたものの、資本単価、これは減価償却費と企業債の支払い利息の合計額を有収水量で割ったものですが、この資本単価が70円から90円に強化され、活用しづらいものとなっておりますことから、この資本単価の基準の緩和について社団法人日本水道協会を通じて国に要望しているところでございます。

14番（平野文活君） 水道局としては、そういう組織を通じて、上部団体を通じて国に要望しているというお答えでありましたが、別府のその施設を見ると、やっぱり市長なども、この問題は水道局任せにしないで、今後どれくらいの事業の更新が必要なのか、どれくらいの多額な費用がかかるのか、それを本当に水道料金で賄うというふうにしたならば大変なことだというような、別府なら別府のそういう事例をどんどん国の方に示して、やっぱり市長としてもそれを大いに進めるといふ立場に立っていただきたいということを申し添えまして、次に移りたいと思います。

以上、国との関係とかを議論してきたわけではありますが、市との関係、市の一般会計との関係で、もう一つ質問をさせていただきます。

毎年の質問で聞いておりますが、総務省の繰り出し基準に該当する事業で繰り出しが現に一般会計から行われたというのは、この21年度決算ではどういうものがありますか。どれくらいの金額がされておりますか。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

繰り出し金といたしまして、消火栓関連費といたしまして824万4,812円、児童手当といたしまして258万6,000円、合計1,083万812円となっております。

14番（平野文活君） いろんな事業を水道局はされておりますが、繰り出し基準に該当する事業というのは、この消火栓と児童手当だけですか。まだほかにもあるのではないのでしょうか。どういうのが該当しているか、説明してください。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

建設改良工事の中で該当する事業といたしまして、荘園配水池緊急遮断弁設置工事、朝見浄水場管理棟耐震補強工事及び改修工事のうち耐震補強工事部分、そして朝日配水池耐震補強工事部分が該当するものと考えております。これらの事業費は合計8,596万円となっており、そのうち繰り出し基準額は2,706万7,000円と試算いたしております。

14番（平野文活君） この繰り出し基準というのは何か。総務省の通知を見ると、こういう事業費というのは、料金に転嫁して市民の負担で行うということが適切でない事業、こういうふうにしていますね。ですから、こういう部分については一般会計から繰り出ししてもいいですよ、それについては地方交付税で措置しましょう、こういうものなのですよ。ですから、繰り返し要望してまいっておりますが、水道局は、これ、財政当局に要求しているのですか。しているとすれば、その協議というのはどうなっているのですかね。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

繰り出しにつきましては、毎年繰り出し通知が出た時点で市関係課と協議を行っております。その結果、平成21年度につきましては、消火栓関連費と児童手当をいただいたところでございます。

14番（平野文活君） これは、だからもうちょっと市長にお伺いしたいのですが、私、毎年、もう何年間か続けてこの問題、9月議会で議論しているのですよ。わざわざ、こうした

事業は市民負担で行うのは適切ではありませんよというふうにされている事業について、なぜ繰り出しをしないのか。これは財政当局との協議というふうなことを言われましたけれども、きょう、ことし初めて言うのなら財政当局ということだけでも、私は繰り返しこの問題を提起しているのですが、市長の判断としても、これは繰り出しできないということとを判断されているのでしょうかね。聞いておきたいのですがね、市長に。

企画部長（梅木 武君） 水道と協議して、ずっと自分はそういう話をしてきて、なぜ水道に繰り出しをしないのかというお話ですけれども、毎年政策推進課と水道局の方で協議はさせていただいております。ただ、現実的には市の一般会計及び連結決算の国保特別会計等、福祉それから教育、いろんな中で、さらに今、広域圏の繰出金とか負担とかいろいろございます。そして、その中でどうやってやり繰りしているのかといいますと、国の交付税、それから基金からの、積立金からの取り崩しということで、実際の一般会計等の運営は行われております。

議員さんが言われるように、当然繰り出しができればいいのですけれども、現状としてなかなか難しいという、協議は行っておりますけれども、現実として、また繰り出しが難しいというふうに、総合的な市政全体の財政運営を考えると、今はちょっと余裕がないということでございます。

14番（平野文活君） 市長、そういう答弁でいいのでしょうか。今後もそういう対応を続けていくというつもりでしょうか。

企画部長（梅木 武君） 今のままでいいのか、今後もそういう状況かということでございますけれども、当然、私どもも今後の財政運営を勘案しながら考えていきたい。ただ、現状としては、今はこうあるというお話をさせていただいた次第でございます。

副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

過ぐる議会でも、こういう話がございました。私の政策担当をしていたときから、ございました。

そういう中で、今、企画部長が申した現状というものもでございます。また、総務省の繰り出し基準の中にも災害とかそういうことで市民の負担にこたえなければいけないというときには、そういうものは一般会計からというふうに考えておりますし、また、私の方も財政事情を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

14番（平野文活君） 非常に、これは納得できませんね。先ほど日立市の事例を話しましたけれども、市民には出血サービスをしています。そうすると経営は非常に大変ですよ、必要な事業はしなければいけません。ですから、一般会計からの繰り出しが4億ありましたね、昨年私が紹介した年度の決算で言うと。いろんな名目でしております。では、日立は別府市に比べて相当裕福な財政なのだろうかというふうに思いますけれども、決してそうではないだろうというふうに思いますね。

ですから、これは政治姿勢の違いだなというふうに思います。とにかくこれは水道料金に転嫁すべきでない、市民負担を求めるのは適切ではないということとを国が言っている事業。これを、もう私は議員になって10年ちょっとになりますけれども、そういう該当する事業というのは、トータルすると何十億円になりますよ。何十億円も、市民に負担すべきでないやつを市民に負担させてきた。それでも別府の純利益は県下最高ですよ、非常に裕福な経営をされておる。だから、やらずぶったくりという、ちょっと言葉は悪いですが、本当に水道事業のこういう議論をするたびに思うのですよ。非常にお役人的な答弁。「市民の目線」というスローガンをされてきたではないですか。もうちょっと市民の負担ということとを考えて、できることをなぜしないのか。できることというか、やるべきことなのですよ。

市長、いかがですか、この問題をもう一回ちょっと、今までずっと同じ答弁をされてきたのですけれども、「再考」、「再検討する」、繰り出し基準についてのこの考え方。そうい

うお考えはありませんか。ちょっと市長にお伺いしたいのですがね。

市長（浜田 博君） この繰り出し基準の問題につきましては、これまで過去いろんな御指摘をいただいたことは、十分に認識をいたしております。優先順位、政治姿勢の問題だということでございますが、私自身は、「市民の目線」というのは、あくまでも市民負担を一方的にそこだけにかけるということについて、自分自身は賛成はしておりません。繰り出し基準は水道事業だけではなくて、いろんなことを考えた中で政治姿勢として優先順位をどうするのか、このことは毎年やはり検討しながら、水道局とも連携をとってやっているわけですから、そこだけに、一部に、水道料金だけの問題に負担をかけているという認識ではございません。裕福財政といいますが、裕福ではありません。健全財政をできるだけ維持しながら、繰り出しができる部分についてはできるだけやっという姿勢には、私はすべてにおいてその気持ちでございます。

14番（平野文活君） 具体的にどういうことを言われたのか、ちょっとよく理解できませんでした。もうこれまでどおりでやっていくのだ、優先順位として、水道事業への繰り出しは優先率はそんなに高くないというような意味で言われたのか、ちょっと私もよくわかりませんが、ぜひこれは、私の問題提起、ぜひ考えてほしいなというふうに思います。

最後に、この決算で普及率が98.5%というふうにあるのですよ。これは人口でしょうか、戸数でしょうかね。残りの1.5%というのは、別府の水道が行ってないというのはどういところがあるのでしょうか。ちょっと説明してください。

水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

この普及率は、行政区域内の人口に占める給水人口の割合でございますが、残りの1.5%は、給水区域外の人口や給水区域内でも飲料水等を自己水源で賄っている人口でございます。

14番（平野文活君） それはどどこでしょうかね。具体的にお願いします。

水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

給水区域外につきましては18地域、具体的には赤松、柳、田ノ口、御苑、勢家、中ノ迫、勢場、太郎丸、梶原、鎰掛、下小畑、枝郷、竹の脇、大平、椿、後畑、棚林、山の口、抜山、合ノ原、小杉、中居等がございます。

14番（平野文活君） そのほかにもあるのではないですか、給水地域内での水道が行ってないところ。

水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） 小倉地域がございます。小倉地域につきましては、自己水源で賄っておりますので、給水はしておりません。

14番（平野文活君） 給水地域内でありながら給水ができないということなのでありますが、この問題は、水道局としてはこのまま放置をするということでもいいのでしょうか。

水道局次長兼工務課長（稗田雅範君） お答えいたします。

飲料水に関することですので、その対策につきましては、関係課と問題点解決策等の検討を行っているところでございます。

14番（平野文活君） きょうは議案質疑でございますので、この程度で質疑を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

26番（泉 武弘君） 最近、非常に共鳴する新聞報道がありました。これは、県議会が従前の決算審査のあり方を改めて、会期を平成21年度15日間から、22年度は46日間に変えた。しかも、決算の審査に携わる議員の数を13人から40人に大幅にふやした。全員参加の決算ということ、県議会はすでに実行いたしています。

先ほど、14番議員の議論を聞いていまして、26億円もの水道事業会計の決算を、他の関連議案と同じように淡々としていいのだろうかという、私には大きな疑問があります。恐らくこの議会最終日もかもしれませんが、430億円程度の決算審査の特別委員会設置の動議

が出ると思いますけれども、果たして私どもは、このようなことで市民の負託にこたえているというふうに言えるのだろうかという疑問を呈して、質問に入ります。

まず最初に、次のことをお尋ねしたいと思います。決算というのは、計算に間違いがないか、支出命令に沿っているか、さらには収支に違法性がないか、この3点を審査するわけですが、水道事業会計及び一般会計においても審査意見というものが付されます。この審査意見というものは、どのような根拠に基づいて監査委員は出しているのか、これが第1点です。

そして、さらにこの審査意見の取り扱い、いわゆる審査意見を付された側の水道事業の管理者は、どのような責務を負っているのか。これからまず、きょうは質疑に入ります。
監査事務局長（安部 強君） お答えをいたします。

水道局の決算審査につきましては、地方公営企業法第30条の第3項によりまして、決算審査に当たりましては地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従ってされているかについて、特に意を用いなければならないというふうに規定をされております。

また、地方公営企業法第3条経営の基本原則、常に経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されたかどうかについても、監査委員が意見を表明したものであるというふうに考えております。

26番（泉 武弘君） 議長、私が聞いたのは、今言っているのは、決算をやる項目について言っているのです。決算について審査意見というのを監査委員はつける。その審査意見というものは、どういう根拠に基づいてつけるのですか。そして、このつけたものに対して水道局側はどのような責務を負うのですかということをお尋ねしている。もう一回答弁をさせてください。

監査事務局長（安部 強君） 根拠につきましては、今お答えしました地方公営企業法第30条の第3項に規定されておりますことで、決算審査意見書をつくっております。それから、あと合議という形での意見としてまとめたものであります。

議長（野口哲男君） 水道局、水道局はいいのかな。

水道局長（亀山 勇君） お答えいたします。

水道、いわゆる企業管理者の責任といいますが権限といいますが、地方公営企業法の第8条に、その地位と権限というのが記載をされてございます。また、この中には、決算を監査委員の審査及び議会の認定に関することということで、今回議案を上程させていただいておるところでございますけれども、この決算の内容につきましては、管理者が常に責任を持つ中で決算の議案を提出しているという状況でございます。また、これの責任の範囲につきましては、またその他の関係法令に基づく中で適切に処理をさせていただきたいというふうに考えております。

26番（泉 武弘君） そうではないのでしょうか。監査委員、決算をしますね。決算数値が、今、局長が答弁しました公営企業法3条に基づいた経済性を発揮しているかどうか、ここを分析して、あなたなりに監査委員として意見を付すわけですね、意見を付したわけです。それを受けて水道局は、改善方を監査委員会に今度報告するわけでしょう。指摘を受けた問題点についてはこういう改善をしました。

そして、監査委員はこのことを受けて、今度は皆さんにこういうふうな改善がなされたということで、議会に改善点を報告するわけでしょう。そのための審査意見なのでしょう。もし違えば、後で答弁してください。

さて、労働生産性ですね。職員1人当たりの給水量、営業収益、給水人口、これは労働生産性の一つの指標として三つがありますけれども、単純にお聞きしますね。この労働生産性が低い。恐らく、私が議員になってことし28年目になりますけれども、審査意見はずっと同じ労働生産性を指摘されているのです。

簡単に御答弁ください。なぜ、労働生産性が改善されないのですか。

水道局管理課長（三枝清秀君） 労働生産性につきましては、今、議員御指摘の分子の部分は給水人口、営業収益、有収水量でございますが、分子の部分で水道料金収入も年々減少しています。減少している中で労働生産性についても伸び悩んでいるところでございますが、大きなところでは分母の職員数というところになります。分母の職員数につきましては、類似団体と比較する中でも多い位置にありますので、この職員数の部分が、労働生産性の部分について改善ができない一つの理由というふうに認識いたしております。

26番（泉 武弘君） 今、管理課長が答弁されたとおりなのですね。いわゆる分母に当たる職員数が多い。これは、もうそのとおり労働生産性を阻害している要因になっているんです。

そこで、この決算意見書から見てみますと、私がもし間違っていれば訂正していただきたいのですが、職員1人当たりの類団比較の給水量で、16万9,527立米、類団比較で少なくなっています。

営業収益では3,000万円低い。給水人口では1,589人、1人当たりの類団比較で少なくなっていますが、このとおりに理解してよろしいですか。

水道局管理課長（三枝清秀君） そのとおりでございます。

26番（泉 武弘君） この類似団体を「人並み」という表現をあえて使わせてもらいますが、局長、なぜ84の人口類団と14の表流水から取水しているものと比して、これだけ労働生産性が低いのか。なぜ人並みのことが別府市の水道局はできないのか、これを簡潔に答えてください。

水道局長（亀山 勇君） お答えします。

簡潔にということでございますけれども、範囲が広うございますので、なかなか難しいテーマであろうかと思えます。ただ、職員数につきましては、昨年から約3名減という形で、率にいたしますと3.57%の減となっておりますのでございます。分母の部分ですね。そして分子の部分につきましては、年々、今、給水収益も減少傾向にあるということでございますので、これらを踏まえる中で今後経営の効率性をどう持っていくかといったことが、私どもの今の課題になろうかというふうに考えております。

26番（泉 武弘君） あなたの答弁と、管理課長答弁は違うのですね。管理課長は、先ほど、労働生産性の低い原因は職員の数にあると明確に言われた。

それでは、あなたにお尋ねします。類団84団体と表流水を原水としてとっているところと比べて、別府市では職員数がどのくらい多いのですか。答弁してください。

水道局長（亀山 勇君） お答えいたします。

類団比較になりますと、これは総務省の経営指標というのがございます。この中で、表流水を主な水源とする団体と、それから人口規模10万から15万人未満の団体、これが84団体ございます。前者で言いましたのが、表流水が主な団体では14団体ございます。これの平均的には職員数は55名、そして類似団体、これは全体の84団体になりますと42名。これに対しまして、別府市は平成20年度では84名という形になりますので、類団と比較しますと、数字上では別府の職員数が多いという状況ではございます。（発言する者あり）別府市では、20年度が84名という数字が出てございます。（発言する者あり）失礼いたしました。例えば、表流水を水源とするその差といたしましては29名、そして類似団体全体からしますと約半数という状況でございます。別府市の職員数が、その分多いという状況でございます。

26番（泉 武弘君） このほかに嘱託・臨時がいるのですか、いないのですか。

水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成21年度での非常勤・嘱託職員につきましては、9人となっております。

26番(泉 武弘君) 局長、おかしいではないですか。類団比較で、表流水で29名、表流水を主な水源とする類団比較で29名多いのですね。それから、ほかの84類団との比較で39人多い。それで、さらに非常勤が9名ですか、これだけいるのでしょうか。類団比較でも多い、さらに非常勤が9名もいる。これでは労働生産性が改善されないのは当たり前でしょう。そこをどうするのですか。答弁してください。

水道局長(亀山 勇君) お答えをいたします。

いわゆる労働生産性を高めるためには、一つは職員数の問題、それから民間委託等の問題もかかわってくると思います。これらにつきましては、昨年度の建設水道委員会の所管事務調査の中でもかなり厳しい御指摘をいただいております。これらに向けて現在、別府市が地域水道ビジョンを昨年12月に策定いたしました。これの具体的ないわゆる実施計画、実行計画といたしまして、現在、中期経営計画を策定中でございます。この中期経営計画の中には、そういった定員の適正化等の計画案についても掲載をさせていただこうというふうになっておるところでございます。

26番(泉 武弘君) 市長、あなたが水道企業管理者を選任しているのですね。この労働生産性が異常に低い。半分ぐらいです、類団比較。選任をして、今、水道企業管理者があそこに座って執行をやっています。この労働生産性が改善できない企業管理者をこのまま放置するのですか。このまま継続雇用するのですか。このまま継続管理委託をするのですか。答弁してください。

市長(浜田 博君) 私が任命をしたということもありますが、水道企業管理者につきましては、このまま継続するかという御質問でございますが、私は全幅の信頼を置いて任命をいたしておりますから、このまま継続をする決意です。

ただ、その労働生産性の問題については、私もずっと危惧をしている問題でございまして、その分母部分の職員数の削減につきましても、行財政改革の中で市民サービスを低下しない範囲で、できるだけ民間委託ができるものは民間委託にしてほしいという思いと、今、中期経営計画の中で懇話会等をつくりながら精いっぱい努力をしているというふうに私は認識いたしております。

26番(泉 武弘君) 選任をした市長と選任を受けた企業管理者が、労働生産性について改善の具体的な進め方について、今まで協議したことがあるのですか、ないのですか。答弁してください。

水道局長(亀山 勇君) お答えをいたします。

この労働生産性についての議論といいますか、これにつきましては、一つは職員数の問題につきましても、これは水道局、そして別府市、市の人事当局との関係になるかと思っておりますし、これらについてのいわゆる人事交流とか、あるいは職種変更といった内容等につきましても水道局内部でも検討してございますし、この人事交流につきましても、市の人事当局とも今協議に入っているという状況でございます。

26番(泉 武弘君) 僕が言っているのは、人事交流の問題についてお聞きしているのではない。

労働生産性の改善について、あなたが選任を受けた方ですね。選任をした側が、毎年の決算審査意見書を見ると「労働生産性の改善を求め」、こうなっている。今年度は「早急に求める」となっている。

そのことについて、選任をした市長と選任を受けた水道局の企業管理者は、労働生産性をどういうふうに進めるのかということ具体的に協議したことがあるのですかということ聞いています。

水道局長(亀山 勇君) お答えします。

具体的にということでございますけれども、具体的に市長とお話をさせていただいたこと

はございません。ただ、これは人の問題、いわゆる職員の数の問題でございますので、これにつきましては、水道局の内部でどうしていくかという形では十分検討させていただきたいと思っております。

26番(泉 武弘君) これはきつい言い方かもしれませんが、人並みの団体になってから抗弁してください。類団の数値がありますね。せめて、その数値に近いところまでいったときに抗弁してください。

今までずっと、審査意見の中で労働生産性が低いという問題を指摘され続けている。それが改善できていないというところに問題がある。そのことを局長は認めますね、改善ができていない。あなただけの責任ではない、歴代の企業管理者が全部そうです。しかし、この問題が指摘をされ始めてからもう十数年になる。なのに改善できないというのは、改善する意思がない、こう言われても仕方ない。いつごろまでに労働生産性を他都市並みにしようとするのか、決意を聞かせてください。

水道局長(亀山 勇君) お答えいたします。

今日まで改善されていないということでございますけれども、一応水道局、水道事業の経営健全化計画の中ではある程度の職員数を削減した経緯がございます。今後につきましては、監査意見書も、これも私も重く感じてございますけれども、今後につきましては、先ほど説明をさせていただきました今後の中期経営計画の中での定員の適正化に努めさせていただきたいというふうに考えております。

26番(泉 武弘君) 重くとか軽くとかいう問題ではないのですね。決算審査に意見を付した、そのことに対して改善を求められているわけでしょう。労働生産性の改善を早急にしなければということになっている。これは、あなた自身の判断ではなくて、決算をし、審査意見を付した側も実はそうなのです。これに対しては着実に実行する意思があるのかどうか、答弁してください。

水道局長(亀山 勇君) お答えをいたします。

この内容につきましては、いわゆる公営企業法の第3条の経済性の原則ということがございますので、効率化に向けて、先ほども答弁いたしました中期経営計画の中で明らかにさせていただきたいというふうに考えてございます。

26番(泉 武弘君) 非常勤職員9名については、来年度どうするのですか。

水道局長(亀山 勇君) お答えをいたします。

この非常勤職員等につきましても、来年度、来年度といいますが今年度、組織機構の見直しに若干、現在取りかかっているところでございます。これらの中を踏まえる中で、適正な人員配置に努めたいというふうに考えてございます。

26番(泉 武弘君) まさに人を食った答弁とは、そのことなのです。類団比較で表流水を――さっきの繰り返しになりますけれども――水源とする団体と比較したときに29人職員数が多い。それから、もう一つは人口比で類団比較すると39人多い。多いのに、かてて加えて9名の非常勤職員がいるのです。適正な配置とかそういう問題ではないでしょう。

もし企業管理ができないのだったら、辞表を出してください。くしくも経営の基本原則を言われたでしょう。公営企業法3条「経済性を発揮する」、こうなっている。経済性を発揮できない企業管理だったらやめてください。

市長、公営企業法3条の「経済性を発揮する」、これはもう決まっているんです。その中で経済性が発揮できていないから、労働生産性が低いわけなのです。なのに、プラス9名の非常勤職員がいる。

これは、市民から見ても容認せざる事態だと思うのですよ。どんな理由をつけても、やっぱり他都市並みのことをさせてください。水道企業管理者に、あなたが選任した者で全幅の信頼をしているというのだったら、全幅の信頼をしたように労働生産性の改善を今後求めるの

ですか、どうですか。答弁してください。

市長（浜田 博君） 信頼を置いているということと、いわゆる労働生産性を厳しく求めていくということは、私は反するものではないと思っております。あわせて、先ほど労働生産性の問題を議論したことがあるのかと。今、私は政治姿勢として、私自身が個人的な発想のもとに市政、行政運営をやっておりません。毎週4役会議をやらせていただく中で、その労働生産性の問題、水道局の問題点を毎週出していただいて、中期経営計画をどうするのか、その中で労働生産性をどう高めていくのか、さらには経済性を高めていくのか、それから水道料金をできるだけ上げない方向でという話は、常に4役会議の中で議論をしております。

そういう意味で姿勢としては、信頼する中でしっかりと頑張ってもらいたいという思いをみんなでお話ししながらお願いしているという状況でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

26番（泉 武弘君） 経営者会議の中でこの労働生産性についても協議しているということですが、何回このことが経営者会議の中で議題になりましたか。

副市長（友永哲男君） お答えいたします。

各担当のところではマネジメントミーティングというのをやらせていただいておりますが、何回という、その労働生産性についての何回という回数は、私もちょっと記憶はございませんけれども、水道局長との話の中では常に出てくるのは労働生産性の問題、職員の問題というのは出てきているというのは、お話のとおりでございます。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

26番（泉 武弘君） ほかのことでと、答弁によっては、ああ、そうかなと思うことがある。だけれども、この水道事業会計の経済性については、もうずうっと同じことを言われながら、ずうっと同じ。改善をしてきていない。

議長、今、経営者会議でそのことが再三話題になっているということを言っていますので、後刻で結構ですが、この経営者会議の会議録を私に提出していただくようお願いしておきます。

最後に言っておきますが、この水道企業会計について、せめてほかの都市並みの経営をしてください。せめて、ほかの都市に追いつけるような企業努力をしてください。理屈は要りません。それをやるように、経営の基本原則で決まっているわけでしょう。それがやれないのだったら、市長も選任をやり直してください。信頼というのは、経営の基本原則に基づいた経営をするという全幅の信頼だと思っておりますから、そこらを厳しく指摘をしておきます。

それで、さらに、今年度中に成案が出るのですか、次の経営改善目標は。この中に労働生産性をどう改善するのか、具体的なものが出ることを期待して、次の議案質疑に入ります。

冬芝の管理ですね。冬芝の管理について、次のような報道がありました。冬芝を整備してプロチームのキャンプを誘致する、こういうふうな報道がなされています。この冬芝管理を整備してプロチームを誘致する営業方針を決めたわけですか。どうですか。答弁してください。

観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

このたびの冬芝の整備の前段でプロに特定して誘致する計画があるのかというようなお尋ねでしたが……（「もうちょっとマイクをつけてくれんか」と呼ぶ者あり）

このたびの補正の前提で、プロに特化した形の中で誘致するような話ということでしょうかというようなお尋ねですが、私どもは従来から誘致しておりますが、プロに限らず社会人、学生、幅広い形の中で誘致をさせていただいております。その中で、現在、天然芝で冬芝を整備されておりますのが、実相寺のみというようなことございまして、なかなかその一面だけでは誘致という部分に関しては数、お呼びするということができないものですから、野口原の部分に関しても冬芝を整備していただけないでしょうかというようなお話をさ

せていただいたような次第でございます。

26番(泉 武弘君) 市長、今、スポーツ観光と、市長が俗に言われるスポーツ観光ですね、スポーツを通じていろいろな団体を誘致して経済波及効果に結びつけていきたい。この方向は、私は間違っていないと思うのですよ。それは大いにやるべきだと思っています。だけれども、施設間競争、都市間競争で見えていきますと、こういう表現は適切ではないかもしれませんが、野口原、実相寺の施設ですべての分野を、プロから社会人、高校、大学、小・中学校、地元を対象にした施設かという、私はやはりかなり見劣りがするなという気がしてならないのですよ。やはり高校野球だったら甲子園、ラグビーだったら花園とか、そういうふうな、みんなが別府のサッカー場に行きたくてやりたい。最後は小・中学生が、決勝はあの天然芝でやれるのだ。こういうふうになんかターゲットを絞ったものにしていかないと、都市間競争、施設間競争に私は勝てないのではないかという気がするのですけれども、その点については、市長はどのようにお考えですか。

観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

確かに、そういったような状況もあろうかと思えます。おっしゃいましたように、高校野球という甲子園、サッカー界、もしそういうことが実現できるのであれば別府で試合ができるというような部分に関して、非常にグレードの高い受けとめ方をさせていただけるのかなというふうには思っております。そういった一面は理解できるわけなのですが、他方、プロを呼ぶ部分に関しては、また1次的な効果のみならず「2次的」な効果、メディアの露出、それから、そのチームを取り巻くお客様に見えていただいたりとか、あるいはそういうトップチームが練習なり合宿をした、あるいは試合をした、そういったところでまたやってみたいというような、そういった「2次的」、「3次的」効果もございますので、その部分に関してはそういうふうには御理解をいただければというふうには思います。

26番(泉 武弘君) ならば、お聞かせください。この体育施設の設置は、市民の健康増進でしょう。これとの整合性、関連性はどのように当局としては判断していくのですか。

というのは、芝は年間80日程度しか使えないのでしょうか。そこにプロ、誘致するとプロが使った後というのは損傷がひどいんです。それでは市民が使うということとのこの関連、関係性、これについてはどういうふうにするか分けてはしていますか。

観光まちづくり課長(松永 徹君) お答えいたします。

もちろんおっしゃいますように、私どもも基本的には市民スポーツのための施設だというふうには考えております。その中で1月、2月あたりの閑散期を中心にして合宿については誘致をさせていただいております。

それから、芝生の件についてでございますが、今、議員さんがおっしゃいましたように、おおむね年間約80日というような決まりと申しますか、そういうような考え方がございます。また、試合数にすれば100試合程度というふうにも言われております。その中で限られた、我々に許される範囲の中で誘致を進めてまいったようなつもりですし、今後もそういうような形の中で進めていきたいというふうには思っております。

26番(泉 武弘君) 市長、ターゲットをどこに絞り込むか。これは私見ですよ。あのくらいの施設規模であれば小・中学生の本当にメッカにできないかな。それで、さらに付加価値として、あの実相寺、野口原で競技をした後に、別府の体育施設はおふるもついているよというような付加価値を醸成できないかな。それが、私は施設間競争に勝つ、都市間競争に勝つ大きな要因になると思うのですね。やはりそこまで踏み込んでいかないと、なかなかあのくらいの施設規模、施設内容では厳しいのではないかという気がしています。ぜひともターゲットの絞り込みを行政内部でやっていただきたいな、このことをお願いしておきます。

それから、もう1点。観光推進予算、これはスポーツ観光誘致について見えていきますと、21年度で旅費が69万8,000円、利用費が131万円、誘致回数7件。20年度、旅

費33万2,000円、利用費16万2,000円、誘致回数3回。このくらいの回数や予算、人で、市長、これは無理だと思いますよ。本当に誘致をしよう、ターゲットを絞って誘致をしようということになりますと、やっぱり私は今のこの誘致費では絶対、もう「絶対」と言っていていいと思います。私も営業経験があります。

絶対対応できないと思いますけれども、市長、この点についてはどうお考えですか。観光まちづくり課長（松永 徹君） お答えいたします。

おっしゃった内容のとおりの部分というのも、あろうかなというふうに思います。この程度の金額、予算、あるいはこの程度の回数で誘致に事足りるのかというようなことでございますが、我々の方としても、先ほどおっしゃいましたターゲットをどうするのかというような部分も含めまして予算面、こういったことも今後、次年度予算に向けて思い切った形の中でお願いしていきたいというふうに思っております。

26番（泉 武弘君） 市長も民間で働いたことがありますから、わかりますけれども、旅費規程に基づいて営業に行きますね。行った先で、では、お茶でも飲みましょうか。それで、誘致が成功して別府市に来ます。「泉君、実は別府市に来たよ。今晚あいているかい」と言われたときに、誘致をした職員が、「いや、私はきょうは用事があるのです」とは言えないのですね、市長。そうした場合に、誘致先でお茶を飲んだりする費用は加えていないのですよ。別府市に来た人たちに、かつて担当した人は、自分でしょうちゅうを買って自費で向こうに渡していた。これは財政当局から見ると、「旅費規程があるからできない」と言うかもしれませんが、これは市長、弾力的に見てあげなければ、営業というのは旅費規程どおりにはいきません。それを最初からがんじがらめでやりますと、それは営業というものが限られた範囲になっていきます。この点については、市長はどう考えますか。市長の見解を聞かせてください。

市長（浜田 博君） 大変ありがたい御指摘だと思っております。私自身も今トップセールスを心がけて、スポーツ観光だけではなくて、とにかくお客さんが別府にどれだけ来てくれるのか、これが勝負ですから、いずれにしても観光誘致事業に対しては思い切った予算をつけていきたい、このような思いがいっぱいでございます。

26番（泉 武弘君） 今の市長答弁は、私は高く評価したいと思います。次年度にぜひとも思い切ったスポーツ誘致に対する予算配分、それで財政当局をお願いしておきますけれども、確かに出張規程等ありますけれども、そこを運用面で誘致に行った先の旅費以外にかかった費用の取り扱い、また別府市に誘致結果として、見えられた方に対する対応にかかった経費の問題、これはぜひとも財政当局で運用面で弾力的に考えていただきたいな、このことを指摘しておきます。

それで、やっぱり今maid種が、かつてコンベンションにいました首藤さん、収入役をされた方が言っていました。今maid種が7年後に吹いた、こう言っていました。それほど、やっぱり営業というのは息長いのですね。

そして、お願いしておきますけれども、スポーツ誘致で成功して別府市に來別した団体に対しては、市長か副市長または教育長が、やはりじかに訪問して歓迎の意を表すべきだと私は思っています。

それが、次年度以降に大きく影響してくる、こういうふうに考えますから、全市一体になって取り組みをしてほしいな、こういう願いを伝えておきます。

さて、きょうは議案質疑ですが、水道局には大変厳しい意見を言いました。この意見を変える気持ちは全くありません。そして、水道局長が、必ずやきょうの質疑を実現していただくように期待をしています。

また、監査委員も、審査意見を付した。付しただけではなくて、その後はどうなっているかということまで継続して目を注いでいただければありがたいな、こういう願いを持ってい

ます。

いずれにしても水道事業会計については、労働生産性を一つに、やっぱり改善しなければいけない問題点が多々ありますので、やはり積極的な改善に取り組んでいただくようお願いして、質疑を終わります。

議長（野口哲男君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております「議案付託表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、あす定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時45分 散会